

札幌市広告掲載要綱

平成18年9月7日市政推進室長決裁

最近改正令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が保有する公有財産、物品、印刷物等(以下「市有資産」という。)を、民間事業者等の広告を掲載又は掲出する媒体(以下「広告媒体」という。)として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 市有資産への広告の掲載又は掲出(以下「広告掲載」という。)は、市の新たな財源の確保を図り、市民サービスを向上するとともに、民間事業者等に地域貢献の機会を提供することを目的とする。

(広告媒体の種類)

第3条 広告媒体としての活用を検討する市有資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報印刷物
- (2) ホームページ
- (3) 市有施設
- (4) その他広告媒体として活用できる市有資産

(広告媒体の決定)

第4条 広告掲載を行う広告媒体は、当該広告媒体を所管する局区長(札幌市事務分掌条例(昭和46年条例第40号)第1条に規定する室及び局の長、会計室長、消防局長、区長、教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長並びに議会事務局長をいう。以下同じ。)が定める。

(広告掲載の基本的な考え方)

第5条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 業種ごとに定めのある広告に関する関連法令、告示、通達・通知、ガイドライン等の規定に違反しているもの
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第31条に規定する認定を受けた協定又は規約に違反しているもの
- (4) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 政治性があるもの
- (8) 宗教性があるもの
- (9) 社会問題についての主義主張
- (10) 個人又は法人の名刺広告
- (11) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (12) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (13) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (14) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(15) その他市有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの

3 広告掲載に係る業種及び事業者、前項に規定する広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、掲載位置等は、当該広告媒体ごとに所管する局区長が定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告の募集方法、予定価格及び選定方法等については、当該広告媒体ごとに所管する局区長が定める。

(広告掲載の付記事項等)

第8条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則として、民間事業者等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他の必要な事項を注記するものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 局区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

(1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(3) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。

(4) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(審査機関)

第10条 広告媒体に掲載する広告について審査等を実施し、助言を行うため、札幌市広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員長は総務局改革推進室長を、委員は総務局法制課長、総務局広告事業所管課長、総務局広報課長、財政局財政課長、財政局管財課長、市民文化局男女共同参画課長、市民文化局消費生活課長、まちづくり政策局地域計画課長、子ども未来局子どもの権利推進課長及び建設局道路管理課長をもって充てる。

3 委員長は第2項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第11条 局区長はそれぞれが所管する広告媒体への広告の掲出、内容等に関し疑義が生じたときは、審査会に助言を求めるものとする。

2 審査会の会議は、前項の規定に基づき局区長の求めに応じ、又は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

3 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

4 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務局改革推進室推進課において処理する。

(委任)

第 13 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附則

この要綱は、平成 18 年 9 月 7 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。